

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要は次のとおりであり、同条第六項の規定により、これを縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第五百十一号で公告された大規模小売店舗の新設に係る届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ラ・ムーショッピングセンター玉島店

所在地 倉敷市玉島乙島字ロ六割七一一三一一ほか

三 意見の概要

市道玉島乙島二百八十八号線は幅員が狭く、来客車両の案内経路とはされていないが、従業員車両及び搬入車両用の出入口 I が設けられているため、看板を設置したとしてもこの出入口を使って来客車両が出入りするおそれがある。このため、従業員駐車場（第三駐車場）への行き来には、敷地内通路を利用するなど出入口 I を使用しない方法を工夫し、やむを得ず使用する以外は日中においてもバリカ等により閉鎖しておくこと。

四 意見を述べた日 平成二十年三月二十一日

五 縦覧の期間及び場所

- 1 平成二十年三月二十八日から平成二十年三月三十一日まで
岡山県産業労働部経営支援課
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年四月二十八日まで
倉敷市経済局産業労働部産業振興課